

豊前市災害廃棄物処理計画（概要版）

1. 計画策定の背景及び趣旨

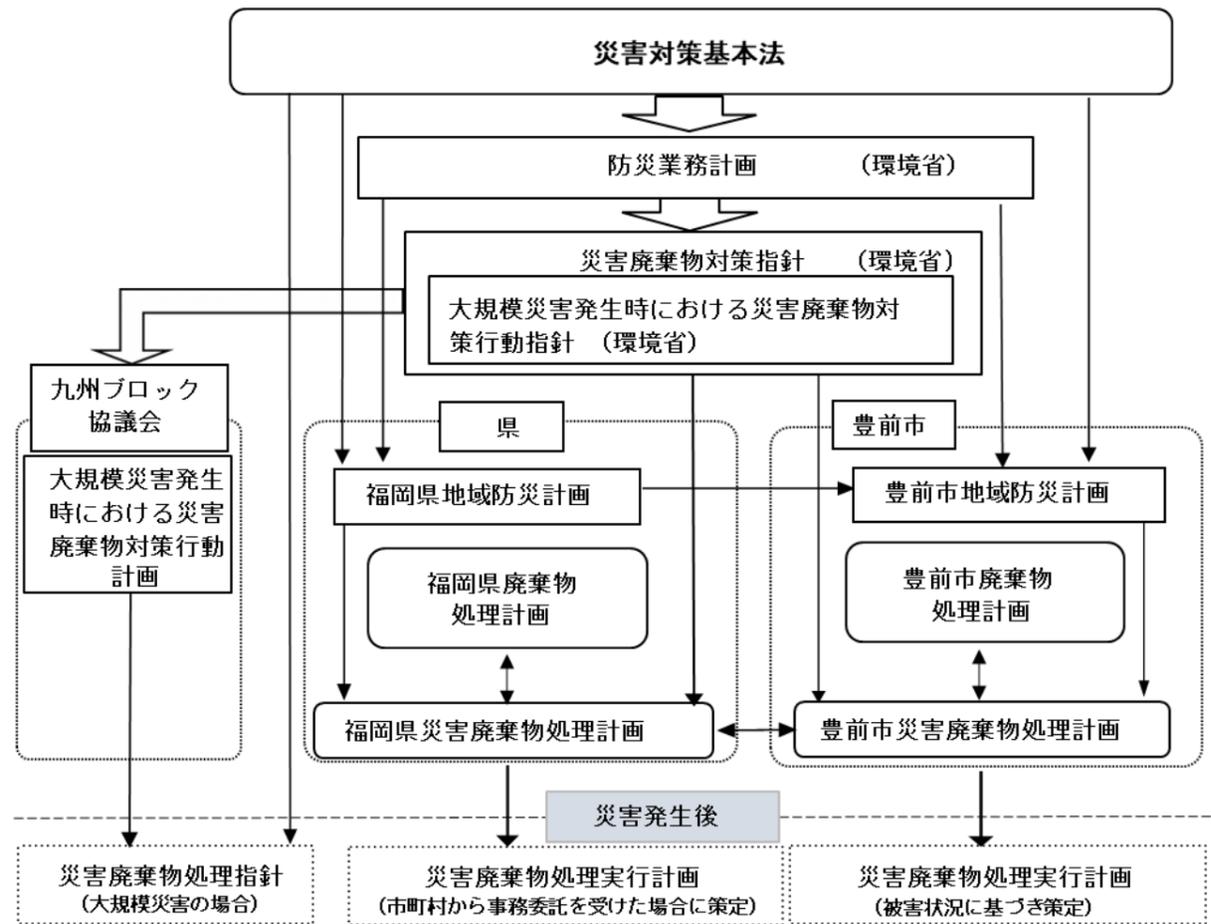
本計画は、東日本大震災、九州北部水害における災害廃棄物の処理経験を教訓に、豊前市が被災した場合を想定した災害廃棄物処理について、必要となる事項をあらかじめ計画として取りまとめたものである。

なお、本計画は、本市及び県における地域防災計画や被害想定の見直し、県における災害廃棄物処理計画の策定状況、市内における廃棄物処理施設の状況等の変化に対して、適宜、見直していくものとする。

2. 計画の位置づけと構成

本計画は、環境省の「災害廃棄物対策指針（改訂版）（平成30年3月）」を踏まえ、「豊前市地域防災計画」と整合を図りながら、福岡県が策定している「福岡県災害廃棄物処理計画」と連携し災害廃棄物処理に関する基本的な考え方や処理方策等を示すものである。

また、災害発生時には、本計画に基づき被害の状況等を速やかに把握した上で、災害廃棄物処理実行計画を策定し、災害廃棄物の処理を行っていくものとする。



(本計画の位置づけ)

3. 対象とする災害

本計画で対象とする災害は、地震災害及び風水害とする。

対象	概要
地震	直下型地震（基盤一定） M=6.9 深さ 10km
風水害	佐井川氾濫 佐井川水系佐井川の浸水想定図区域図（令和元年5月公表）

4. 災害廃棄物の種類

本計画で対象とする災害廃棄物は、通常的生活ごみに加えて、避難所ごみや片付けごみ、仮設トイレ等のし尿が対象となる。

種類	内容
生活ごみ	・家庭から排出される生活ごみ
避難所ごみ	・避難所から排出されるごみで、容器包装や段ボール、衣類等が多い。事業系一般廃棄物として管理者が処理する。
し尿	・仮設トイレ（災害用簡易組み立てトイレ、レンタルトイレ及び他市区町村・関係業界等から提供されたくみ取り式トイレの総称）等からのくみ取りし尿、災害に伴って便槽に流入した汚水
災害廃棄物	・住民が自宅内にある被災したものを片付ける際に排出される片付けごみと、損壊家屋の撤去（必要に応じて解体等に伴い排出される廃棄物がある。災害廃棄物は以下で構成される。 可燃物/可燃系混合物、木くず、畳・布団、不燃物/不燃系混合物、コンクリートがら等、金属くず、廃家電（4品目）、小型家電/その他家電、腐敗性廃棄物、有害廃棄物/危険物、廃自動車等、その他・適正処理が困難な廃棄物

5. 災害廃棄物処理の基本的な考え方

災害時において、大量に発生するごみ、し尿等の廃棄物を迅速かつ適切に処理し、生活環境の保全、住民生活の確保を図る。

(1) 目的・処理の基本

災害廃棄物の処理は、生活環境の改善や早期の復旧・復興を図るため、その適正な処理を確保しつつ、迅速に処理する。

(2) 処理方法

災害廃棄物の処理においては、環境負荷の低減、資源の有効活用の観点から、可能な限り分別、再生利用（リサイクル）によりその減量を図り、最終処分量を低減させる

(3) 処理期間

処理期間は、本市における災害廃棄物発生量及び処理可能量を踏まえ、県内市町村による広域的な支援がなされることを前提に1年以内の処理完了を目指す。

(4) 処理体制

周辺市町村、県、九州地方、国、民間事業者と協力して処理を行う。被災状況によっては、県への事務委託等を検討する。

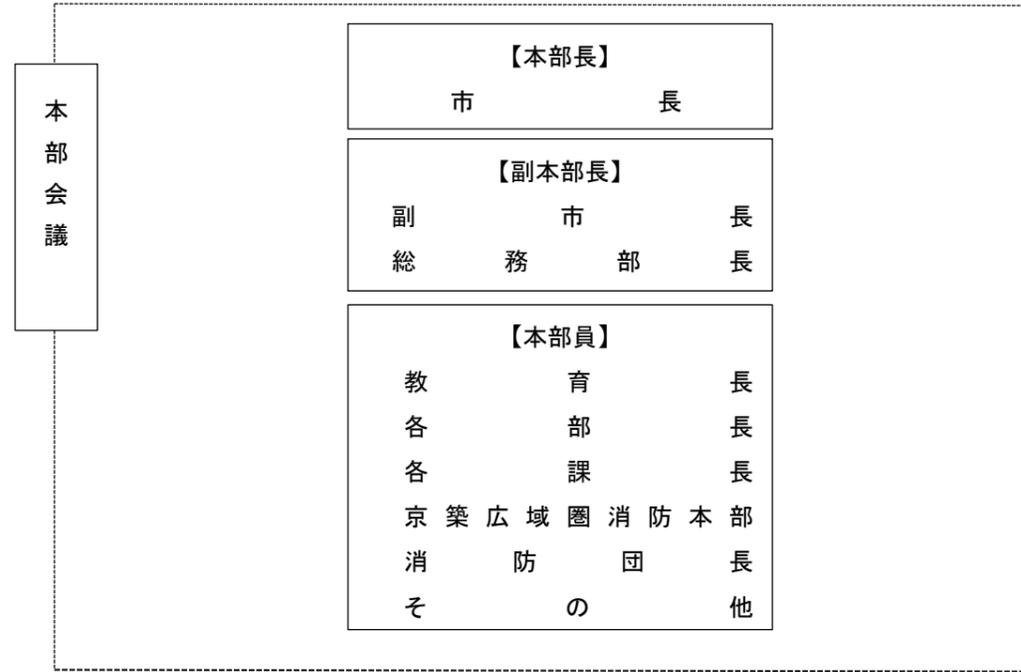
6. 災害廃棄物対策の組織体制

本市内に災害が発生し、または発生する恐れがある場合、市長は災害対策基本法に基づき、災害応急対策を行うための災害対策本部を設置する。災害対策本部は災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成とその実施、関係機関との連絡調整等を図る。

災害廃棄物の処理対策に関する業務は生活環境課が行い、発災時は、災害廃棄物処理、し尿、避難所ごみに関する業務を担当する。生活環境課は災害廃棄物処理の実施、処理に係る指揮調整、住民等への広報、被災状況等の情報管理、人材や資機材の調整、外部との契約、補助金の取得を含む資金管理等を行う。

また、大規模災害時は通常の廃棄物処理、施設管理に加え災害廃棄物処理の対応が必要となり業務量の増加が予想されるので、応援要請等により必要な人員・人材の手配を行う。

なお、本計画で対象とする災害において、地震や水害により、適正処理困難廃棄物を含む大量の災害廃棄物が発生すると想定されることから、災害廃棄物の撤去・運搬・処理に際して、土木系部局（道路障害物の撤去等）、水産系部局（水産系廃棄物の処理等）、農林系部局（死亡獣畜の処理等）、港湾関係部局（海域流出物対応等）とも連携可能な体制を構築する。



7. 災害廃棄物発生量の推計

(1) し尿発生量、仮設トイレの必要数（仮設トイレの容量：37基と想定）

	基盤一定 (M6.9 深さ10km)
避難所避難数..... (人)	1,087
し尿発生量..... (L/日)	1,848
仮設トイレ必要基数..... (基)	37

(2) 地震による災害廃棄物の推計発生量及びその内訳（単位：千t）

	木くず	コンクリートがら	金属くず	その他(残材)	津波堆積物	合計
直下型地震(基盤一定)	18	28	2	23	0	71

(3) 地震による災害廃棄物の処理見込み量及び処理方法

破碎選別後の廃棄物組成	発生量 (千t)	搬出先
柱材・各材	3	マテリアルリサイクルを優先し燃料もしくは原料として活用
コンクリート	22	民間施設で破碎後、全量再生資材として活用
可燃物	10	全量を焼却施設で焼却
金属くず	2	全量を金属くずとして売却
不燃ごみ	31	再生資材として活用できないものは最終処分場で埋立
土材系	3	全量を再生資材として活用

(4) 一次仮置場の必要面積

直下型地震 (単位：㎡)	
可燃物	16,200
不燃物	17,345

(5) 風水害による災害廃棄物発生量の算定

対象河川	水害廃棄物発生量 (千t)
佐井川	405

8. 処理・処分施設（豊前市外二町清掃施設組合）

(1) し尿等前処理施設

施設名	日処理能力 (kl/日)	運転管理体制	使用開始年度
環境センター	70 (し尿38.8kl/日、浄化槽汚泥31.2kl/日)	直営	令和元年
合計	70 (し尿38.8kl/日、浄化槽汚泥31.2kl/日)		

(2) 一般廃棄物焼却施設の災害廃棄物処理可能量

施設名	日処理能力 (t/日)	年間処理実績 令和5年度 (千t/年)
清掃センター	70	8.6
合計	70	8.6

(3) 最終処分場（令和4年6月末埋立終了）

施設名	埋立容量 (千㎡)	残余容量 (千㎡)
清掃センター埋立処分地	46	0
合計	46	0

(4) 資源化処理（中間処理）施設

施設名	日処理能力 (t/5h)	処理内容	運転管理体制	使用開始年度
清掃センター	20	選別、プレス、包装、破碎	豊前市外二町清掃施設組合	平成19年度
合計	20			

(5) 広域処理

市町村等に対応できない場合（第1処理先候補）は、県内での調整（第2処理先候補）を求め、それでも対応できない場合は、県外での広域処理（第3処理先候補）を求めることとなる。また、市町村は、県に対し産業廃棄物許可業者のあっせんを要請することも検討する。福岡県災害廃棄物処理計画では、災害廃棄物処理の優先順を以下のとおりとしている。

